

田川市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 策定の趣旨

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されました。

田川市では特措法第8条に基づき、市の対策の基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ「田川市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定するものです。

2 市行動計画の対象とする感染症

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

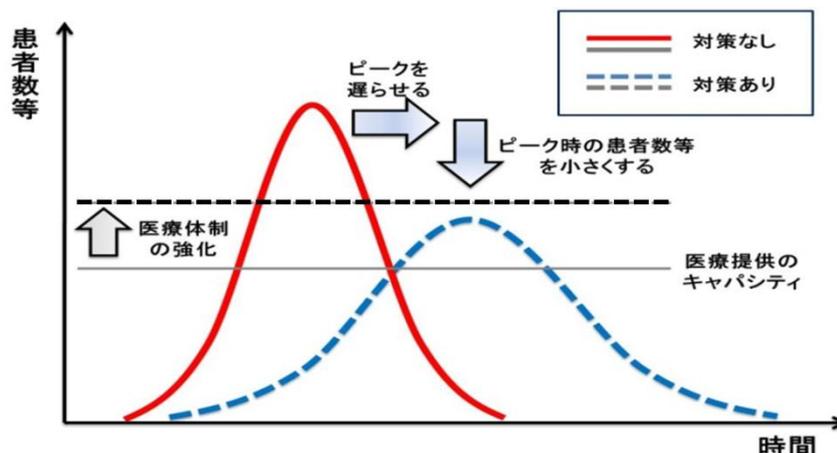
3 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

(1) 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守るよう努めます。
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小となるよう努めます。

(2) 対策の基本的な考え方

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとします。



4 対策推進のための役割分担

国	国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等発生時には、政府対策本部のもと、基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
県	特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、未発生期には、医療の確保、県民生活・県民経済の安定の確保等の対策について、準備を推進します。また、発生時には、必要に応じて国と協議し、対策を推進するとともに、市町村における対策実施を支援します。
市町村	住民に最も近い行政単位である市町村は、地域住民に対するワクチンの接種、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等に関し、国が示す基本的対処方針に基づき対策を実施します。

5 発生段階

地域での医療提供や感染対策等については、地域での発生状況に応じ、柔軟に対応する必要があります。そのため、以下の6段階に分類し、対応方針を定めています。

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、福岡県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
県内発生早期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ 各段階への移行は、必要に応じて県が国と協議を行った上で、県対策本部長である県知事が判断することになります。

5 市行動計画における主要6項目

市行動計画では、各発生段階ごとの対策を主要6項目「①実施体制、②情報提供・共有、③まん延防止に関する措置、④予防接種、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定の確保」に分けて記載しています。

発生段階期	未発生期 (P24~28)	海外発生期 (P29~33)	県内未発生期~県内発生早期 (P34~41)	県内感染期 (P42~50)	小康期 (P51~53)
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えて体制整備 発生の早期確認 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生の遅延と早期発見 国内発生に備えて体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県内感染拡大をできる限り抑える 患者に適切な医療を提供 感染拡大に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に抑える。 住民接種を早期に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定・見直し 全庁的な体制の確立 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生に備え、庁内の体制を整備 政府対策本部が設置された場合は、必要に応じ市対策本部の設置(任意設置)を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県の対処方針の把握及び必要な対策の実施 市対策本部の設置(緊急事態宣言後、特措法に基づく措置の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言解除後、対策本部を廃止 対策の評価・必要に応じて市行動計画の見直し 	
②情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な情報収集 相談窓口設置の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況等について情報収集・提供体制の強化 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況等について情報収集・提供 相談窓口体制の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 再流の第二波に備え情報収集・提供 状況に応じ相談窓口体制の縮小 	
③まん延防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や対策について情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 感染予防策の普及啓発 県が行う措置への協力 		
④予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種体制の構築(対象者の把握) 住民接種体制(実施場所、協力医療機関の検討、住民への周知方法等)の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種の実施体制準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民接種の継続 	
⑤医療	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する医療体制整備等への協力 		<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する医療体制整備等への協力 医師会との連携により診療体制、診療時間をとりまとめ周知 		
⑥市民生活・市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の把握及び支援内容・方法の検討 火葬能力、遺体一時保管場所等の把握・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の生活支援等の準備 遺体の安置施設の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援等の実施 埋葬・火葬増への対応 消費者への適切な行動の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 状況を踏まえ、緊急事態措置の縮小・中止 	